

大阪大学大学院高等司法研究科「技術知的財産法」第12回(情報技術分野(3))
事前配布資料

担当：椿 豊(弁理士)

テーマ：「情報技術分野における発明に関し、特許が与えられる場合のその保護範囲の問題である、特許発明の技術的範囲がどのように判断されるか。」

授業の前に、以下の事項に関して、検討してください。

- (1) 下記は、Web上に掲載された記事の抜粋である。

[2005/02/01]  バックナンバー



特許侵害で「一太郎」、「花子」に製造・販売中止と廃棄命令

ジャストシステムのワープロ・ソフト「一太郎」とグラフィック・ソフト「花子」に対し、製造・販売の中止と製品の破棄を命じる判決が出た。松下電器産業が「ワープロ・ソフトの操作方法を説明するヘルプ機能についての特許を侵害された」として2002年秋から訴えていたもので、東京地方裁判所が2月1日、松下の訴えをほぼ全面的に認める判決を下した。

松下電器が主張していた特許は、ワープロ・ソフトなどでヘルプ・アイコンを指定し、別のアイコンを指し示すと、そのアイコンの機能の説明を表示するというもの。1989年10月に特許出願し、91年6月に公開された(特開平3-144719)。98年7月に成立している(特許番号2803236)。松下電器は「過去に行った事業の中で取得した特許の一つ。特許は重要な資産と考えており、知財保護の観点から訴訟した」(同社広報)。ただ同社は、同特許の侵害について「現在のところ、ジャストシステム製品以外は把握していない」(同)としており、一太郎・花子以外の製品への影響は不明。

一太郎は85年8月に発売された製品で“国産ワープロ・ソフト”として一時代を築いたものの、米マイクロソフト製ワープロ・ソフトWORDの日本語対応や販売戦略に押され、最近では守勢に回っていた。この2月10日には最新版の一太郎2005の発売を控えていた。

(松浦 龍夫=日経コンピュータ)

2月2日付記：上記記事のタイトル「特許侵害で「一太郎」、「花子」に製造・販売中止と廃棄命令」中の「命令」は、法律用語としてではなく、一般的な「命じる」の意味で使っています。法律用語としての「命令」は強制力を有する表現になりますが、今回の判決には仮執行宣言が付されていません。このことを勘案すると、「特許侵害で「一太郎」、「花子」に製造・販売中止と廃棄を命じる判決」のほうが、より厳密な表現となります。(日経コンピュータ編集)

(2) 上記訴訟の対象となった、添付の特許第2803236号公報、および上記のニュースソースである、添付のH17. 2. 1 東京地裁 平成16(ワ)16732 特許権 民事訴訟事件判決文を参照し、以下の事項に関して、考えてください。

なお、判決文の「争点(3)(権利濫用)」に関しては、長いので、ざっと目を通しておく程度でよい。

- ① 本件訴訟の訴訟物(訴訟の目的物)は何か。
- ② 上記訴訟物は、なんという法律の、何条に規定されているか。
- ③ 民事訴訟法第133条第2項には、訴状の必要的記載事項として、「請求の趣旨」と、「請求の原因」とを規定している。

あなたが本件訴訟の松下電器産業株式会社(原告)の代理人であったと仮定して、添付の判決を裁判所に行なってもらうためには、

- (ア) 「請求の趣旨」に何を書けばよいか。
- (イ) 「請求の原因」として、どのようなことを書けばよいか。

簡単に説明しなさい。

④ 訴えにおいて、原告は、主張立証責任を負担する要件事実の全てを請求の原因として主張しなければならず、原告の主張に対して被告は、

(ア) 否認(主張立証責任を負う者の主張する事実を相手方が認めないこと。なお、事案の迅速・適正な解明のために、否認には理由を付すべきである(民訴規79条3項参照))

(イ) 自白(主張立証責任を負う者の主張する事実と同じ事実を、相手方が陳述すること(典型的にはその事実を認めると陳述すること))。

(ウ) 抗弁(相手方主張の法律効果の発生を阻害しあるいは消滅させる事実について自己が主張立証責任を負う場合に、その要件事実を主張すること)

を行なうことができる。

本件訴訟において、被告は(ア)～(ウ)に関し、どのような主張を行なっているか。

⑤ 判決文3/21ページの「3 争点」の(2)として、「間接侵害が成立するか」が争点となっている。

(ア) 間接侵害とは、何か。直接侵害と対比しながら説明しなさい。

(イ) 本争訟において、何故間接侵害が問題となるのか。原告が、直接侵害を根拠として提訴しなかったのは、何故か。

⑥ 本訴訟において原告は、製品の製造などの差止め、製品の廃棄などの請求を行なった。あなたが原告代理人であれば、その他にどのような請求が可能であると原告にアドバイスするか。

⑦ 本訴訟に関するあなたの感想を述べなさい。

以上

添付資料：

- ① 特許第2803236号公報
- ② H17.2.1 東京地裁 平成16(ワ)16732 特許権 民事訴訟事件の判決文
- ③ 「一太郎」・「花子」の機能説明(イ号製品等説明)